

30 佐清監第7号
平成30年8月23日

佐倉市、酒々井町清掃組合
管理者 蕨 和 雄 様

佐倉市、酒々井町清掃組合
監査委員 嶋 田 孝 男
監査委員 平 野 裕 子

平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算審査意見書
の提出について

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第2項の規定により、
審査に付された平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算及び関
係書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平 成 2 9 年 度

佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員

決 算 審 査 意 見 書

1 審 査 の 対 象

(1) 歳入歳出決算

平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算

(2) 関係書類

佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

2 審 査 日 時

平成30年8月23日（木）午前10時00分

3 審 査 の 場 所

佐倉市、酒々井町清掃組合 2階 大会議室

4 審 査 の 結 果

平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計の決算につき、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第2項の規定により審査を実施した。審査にあたり、事務局より資料の提出と説明を受け、審査は滞りなく終了した。

審査の結果、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の計数は正確であり予算の執行及び諸事業の運営管理は適正なものと認める。

【歳入】

款	29年度決算額	構成比	28年度決算額	構成比	比較	増減率
分担金及び負担金	914,516,000	24.9	945,481,000	40.0	△ 30,965,000	△ 3.3
使用料及び手数料	411,516,700	11.2	395,583,300	16.7	15,933,400	4.0
国庫支出金	657,744,000	17.9	280,601,000	11.9	377,143,000	134.4
財産収入	49,863	0.1	50,000	0.1	△ 137	△ 0.3
繰入金	24,252,000	0.6	20,000,000	0.8	4,252,000	21.3
繰越金	60,145,928	1.6	18,158,044	0.7	41,987,884	231.2
諸収入	153,066,468	4.2	101,833,726	4.3	51,232,742	50.3
組合債	1,450,500,000	39.5	602,500,000	25.5	848,000,000	140.7
歳入合計	3,671,790,959	100.0	2,364,207,070	100.0	1,307,583,889	55.3

【歳出】

款	29年度決算額	構成比	28年度決算額	構成比	比較	増減率
議会費	244,808	0.1	841,271	0.1	△ 596,463	△ 70.9
総務費	151,882,265	4.2	161,206,298	7.0	△ 9,324,033	△ 5.8
衛生費	3,109,579,217	86.2	1,877,273,985	81.4	1,232,305,232	65.6
公債費	225,948,978	6.3	224,887,588	9.8	1,061,390	0.5
諸支出金	116,793,000	3.2	39,852,000	1.7	76,941,000	193.1
支出合計	3,604,448,268	100.0	2,304,061,142	100.0	1,300,387,126	56.4